

博士学位論文審査要旨

2009年2月5日

論文題目: 中国における有限会社の株式譲渡制限の方法—日本法との比較

学位申請者: 黄 曉林

審査委員:

主 査: 法学研究科 教授 森田 章

副 査: 司法研究科 教授 早川 勝

副 査: 法学研究科 教授 川口恭弘

要 旨:

本論文は、中国の有限会社の株式譲渡制限の法制度の改善のために、わが国の会社法および旧有限会社法における株式(持分)譲渡制限の制度を比較法的に研究し、同テーマについて中国法に有益と思われる立法提言を行う程度にまで研究の成果をあげている。

中国においては、1979年に改革開放政策がとられ、1993年の会社法が制定された。同法は、有限会社について株式譲渡制限制度を採用したが、それは会社運営管理の安定性を確保することに重点が置かれたものであった。2004年憲法改正により、私有財産権の概念が導入され(憲法13条)、株主の権利を確保することに重点を置く株式譲渡制限制度の整備が必要になってきたという。

わが国の株式譲渡制限制度は、株主の投資回収の権利を確保を損ねない範囲での譲渡制限制度であり、そのようなわが国の制度から学ぶべき点は多いという。具体的には、中国会社法では、譲渡しようとする株主が株主以外の者に株式を譲渡するには、他の株主の過半数の承認を得なければならない。しかし、この「他の株主の過半数の承認」というのは、現実には困難なようであり、「取締役会の承認」で足りるわが国の制度から、せめて「株主総会の承認」に改善するべきだとして中国法の改正を提案する。本論文は、わが国の株式譲渡制限制度を研究することによって、これを中国の株式譲渡制限制度の改善につなげることを主たる目的とする研究であるが、そこにおける議論は鋭い法的分析能力に裏打ちされた詳細なものであり、中国の株式譲渡制限制度をわが国に初めて詳細かつ本格的に紹介するだけでなく、わが国の同制度の機能ないし位置づけを再確認する結果となっている。なぜなら、中国では株券を発行せず、これを前提として株式の譲渡法制が築かれているが、わが国の会社法が株券不発行を原則とすることとなったので、これを前提とする株式譲渡制限の制度を考察する際に有益な資料の一つを提供することになるからである。本論文は、博士(法学)(同志社大学)の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2009年2月5日

論文題目： 中国における有限会社の株式譲渡制限の方法—日本法との比較

学位申請者： 黄 曉林

審査委員：

主 査： 法学研究科 教授 森田 章

副 査： 司法研究科 教授 早川 勝

副 査： 法学研究科 教授 川口恭弘

要 旨：

本論文提出者は、中国の大学において教職の地位についているが、わが国の会社法を研究することによって中国の会社法の充実のための示唆を得るべく、本学大学院法学研究科に入学して、本論文を作成した。本論文は、わが国の株式(持分)譲渡制限制度を研究することによって、これを中国の株式譲渡制限制度の改善につなげることを主たる目的とする研究であるが、中国の株式譲渡制限制度をわが国に初めて詳細かつ本格的に紹介していることから、わが国の同制度の機能ないし位置づけを再確認できた。わが国の会社法が、株券不発行を原則とするようになったので、このことの意義も大きい。

総合試験は、2009年1月22日14時から15時に行った。まず、学位申請者から論文要旨の中でとくに強調したい点の説明を聞き、提出された論文の内容について質問を行い、これに答えてもらう方法で行った。中国の制度の詳細を聞いて、わが国との相違に焦点をあてた議論をした。そこにおける申請者の説明は、鋭い法的分析能力に裏打ちされたところがあり、本論文が、中国の株式譲渡制限制度の法的状況と問題点をわが国に初めて本格的に紹介するものとして信頼できることが明らかになった。

本論文は、わが国の会社法と中国の会社法とを比較する研究であり、中国語の語学力の確認が必要となるが、学位申請者は中国人であり、語学力の確認を要しないと判断した。なお、学位申請者は、本学の大学院法学研究科後期課程に正規の試験を受けて合格しており、そこでは英語による語学試験に合格している。以上により、学位申請者は、学位に値する十分な専門能力及び語学の能力を有すると認める。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 中国における有限会社の株式譲渡制限の方法—日本法との比較

氏名： 黄曉林

要旨：

有限会社・閉鎖型株式会社においては、会社にとって好ましくない者が株主になることを防止するために、株式の譲渡制限をすることができる。明治 32 年商法は、閉鎖型株式会社の株式譲渡について定款で制限することを認めた。昭和 13 年有限会社法は、持分を非社員に譲渡する場合は、社員総会の承認が必要であるとしていた。しかし、私有財産権の法理によれば株式の譲渡は自由が原則である。そこで、このように株主間の関係維持が図られる一方で、譲渡株主の投資回収を確保するための法整備が進められてきた。

中国においては、2005 年に、投資の促進および投資者保護を目的として、会社法が大規模に改正され、有限会社の株式譲渡制限制度の整備が進んだ。しかし、株主の投資回収確保の観点からは十分ではない。会社法の定めによれば、有限会社の株式を非株主に譲渡しようとする場合、譲渡株主は他の株主に譲渡承認を請求し、他の株主の過半数の承認を得なければならない。譲渡人以外の株主の過半数の承認を得られない場合、承認しない株主はその株式を買い取らなければならない。買い取らなければ、同意したとみなされる。承認が得られたとしても、既存株主は同等の条件で、譲渡される株式を優先的に買い取る権利を有する。売買価格は、純資産額を基準として譲渡当事者間で決定される。株式の譲渡後は、新たに出資証明書が発行され、定款、株主名簿および商業登記に関する記載も変更しなければならない。株主名簿に記載された株主は、それを根拠に会社に対して株主権を主張することができる。商業登記簿に記載されなければ、第三者に対抗できない。

日本においては、株式を非株主に譲渡する場合、譲渡株主あるいは譲受人は会社に承認を請求する。株式譲渡制限のある株式会社の場合は株主総会または取締役会、特例有限会社の場合は社員総会で、譲渡を承認するかどうか決定する。承認しない場合、会社はその株式を買い取るか、あるいは会社にとって好ましい者を買取人に指定して買い取らせることができる。株式の売買価格について当事者間の協議がととのわなければ、裁判所に価格決定の請求をすることができる。純資産、収益、配当等各種の方式を併用して株価が決定されることが多い。所定の期間内に、裁判所に対する申立てがないと、会社または指定買取人の供託した額が売買価格となる。株式の譲渡は、そのことが株主名簿に記載されなければ、会社および第三者に対抗できない。

両国の株式譲渡制限制度を比較すれば、中国の株式譲渡制限制度のもとでは、円滑な投下資本の回収は容易ではないといえる。なぜなら、譲渡株主は、株式譲渡について他の株主に承認を求めるときには、個別に通知する必要があるが、他の株主は、株主総会の場合ではなく、個別に株式譲渡に対して承認するか否かを表明することになり、承認請求および承認の決定には手間がかかるからである。さらに、他の株主の過半数の承認を得られない場合、株主間の関係を維持する観点から、譲渡を承認しない株主による買取が義務づけられている。譲渡に対して承認が得られたとしても、既存株主には先買権が認められている。譲渡株主と譲渡を承認しない株主もしくは既存株主との間で、円滑な株式譲渡が行われることは難しいだろう。既存株主が先買権を行使しなかった場合、ようやくもとの譲受人に譲渡することができる。このように、株主による投下資本の回収が妨げられているといえる。また、定款、出資証明書、株主名簿、商業登記簿の変更手続を行って、株式譲渡に関する事項を記載する必要があるが、四つの変更手続きをすべて行うことは、煩雑であるといえる。このことは、譲渡当事者の取引コストおよび会社の管理費用を増大させている。

これに対して、日本における株式譲渡手続きは簡易である。会社法、旧有限会社法の定めによれば、譲渡株主が会社に承認を請求すればよく、譲渡が承認されない場合は、会社は好ましい者を買取人として指定しなければならない。指定された買取人は先買権を有する。中国と違い、譲渡が承認された場合は既存株主には先買権はない。株式譲渡は、株主名簿の名義書換をすれば会社および第三者に対抗できる。

さらにいえば、中国の株式譲渡制限には、規定の整備が十分でないところがあるので、譲渡による投資回収の障害になっている。例えば、譲渡を承認しない株主による買取義務の履行期限が明確に規定されていないことを利用して、既存株主は買取を引き伸ばすことができる。また、売買価格決定の際に、純資産額による方式のみを採用することは、合理的ではない場合もあろう。

以上のことから中国の譲渡制限制度は、投資の促進および投資者保護という 2005 年会社法の目的の実現を妨げる結果となっている。これに対して日本の制度は、投下資本回収の観点から、より合理的であるといえ、中国の制度を改善するための参考にすることができる。改善のためには、譲渡手続きを簡素化する必要がある。

まず、他の株主の過半数の承認は、株主総会の承認に変更すべきである。そうすれば、株主は会社に譲渡の承認を請求すればよいことになる。株主総会の承認という要件は他の株主の過半数の承認よりも緩やかな要件である。

次に、譲渡の承認をしない株主による買取義務および既存株主の先買権の代わりに、指定買取人制度を導入することによって、株主の投資回収の確保および株主間の関係の維持を図るべきである。現行の譲渡制限制度によれば、譲渡不承認の株主には買取義務があるので、株主間の緊密な関係を維持するために譲渡に反対しようとしても、買い取るための資金がなければ、仕方なく

承認する可能性もある。その代わりに、既存株主は、買取義務の履行期限が不明確であること等を利用して、買取を引き伸ばすことができる。従って、現行の譲渡制限制度は、株主の投資回収の妨げとなっている。日本においては、会社は譲渡を承認しない時、会社自身が買い取るか、会社にとって好ましい者を買取人に指定することができる。買取人による売渡請求の手続きが整備されており、会社は手続きの不明点を利用して譲渡を妨げることができない。また、会社のほかにも、幅広い者が買取人になることができるので、買取のための資金の心配をすることもない。以上のことから、中国において、指定買取人制度が導入され、会社にとって好ましい者が株式を買い取ることができれば、株主が投資を回収しやすくなり、株主間の関係を維持することもできる。そうであれば、既存株主間の関係を維持するために、譲渡に承認した場合は設けられた既存株主の先買権も存在する必要がなくなる。

第三に、株式譲渡の対抗要件は、株主名簿の名義書換を中心にすべきである。定款の記載の変更、新たな出資証明書の発行、株主名簿の名義書換、商業登記簿の記載の変更の手続きをすべて行うことは、煩雑であり、円滑な取引を妨げることになる。四つの手続きがすべて行われる場合は少ない。さらに、株主名簿の名義書換は会社、商業登記簿の記載は第三者に対抗できるが、定款の変更、出資証明書の発行の効果は明らかにされていないので、四つの記載の内容に異なる点があれば、どれによるか問題になる。そこで、日本の株主名簿の名義書換制度を参考にして、中国の制度を簡素化すべきである。すなわち、株主名簿の名義書換をしなければ、会社および第三者に対抗できない。商業登記簿の記載の変更は必要がない。株主名簿の記載がない、あるいは名簿自体がない場合でも、日本の裁判例によると、株主としての権利を有していることを示す証拠があれば、株主として認められる。

以上のほか、その他の不備な点を改正する。例えば、買取人の先買権の行使手続きの明確化、売買株価の決定方式の合理化等である。